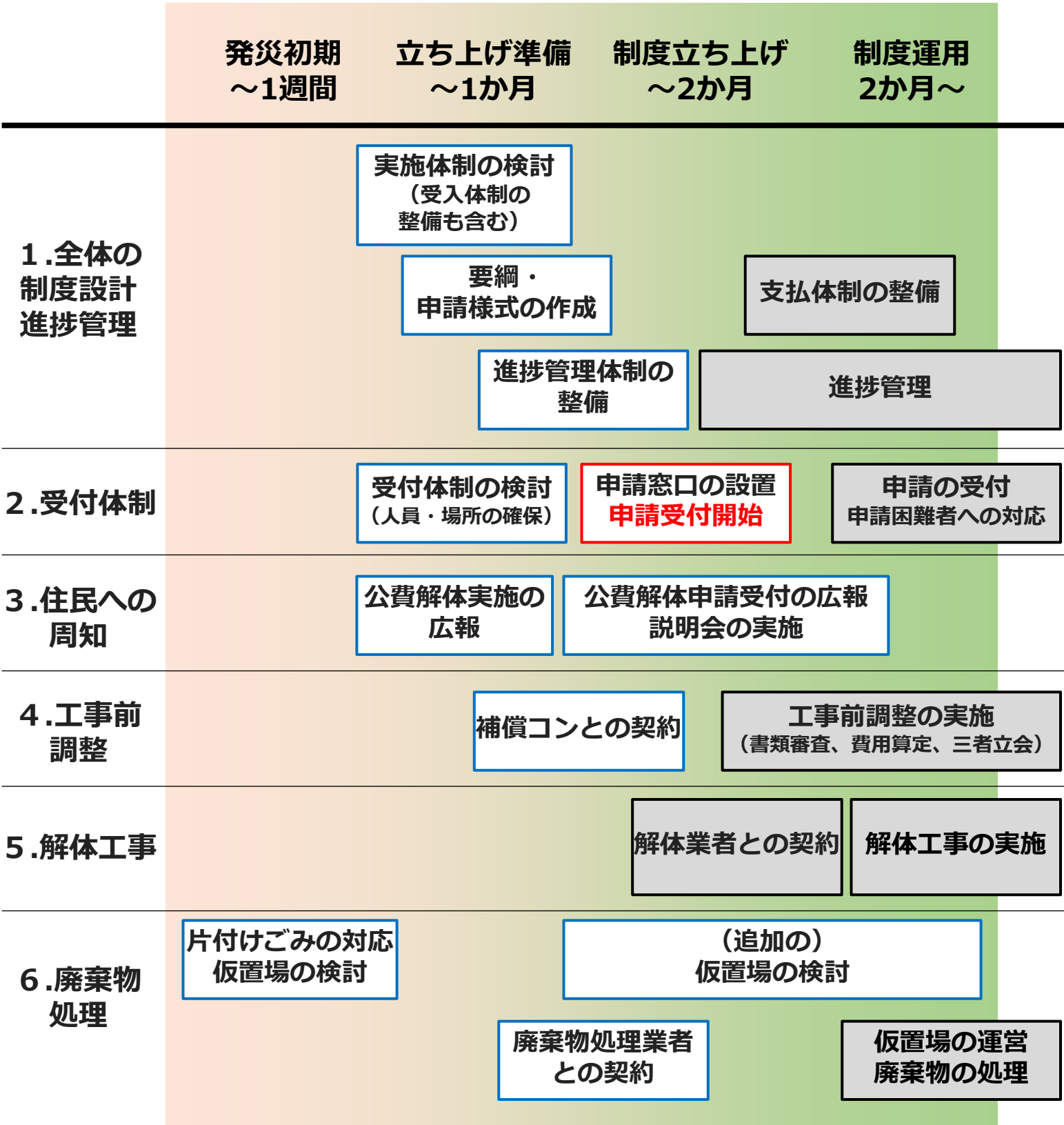


タイムラインによる公費解体のポイント（市町村の準備）

本資料の扱い

「タイムラインによる公費解体のポイント（詳細）」を基に、市町村の準備に係る部分について申請受付開始を中心に抜粋して示したものであり、「タイムラインによる公費解体のポイント（詳細）」の追補資料である。

○ 公費解体に係る市町村の準備の概要



：申請受付開始前に準備すべき内容

※緊急的な公費解体に関する内容は除く

タイムラインによる公費解体のポイント（市町村の準備）

1. 全体の制度設計・進捗管理

<受付開始前>

① 被害状況の把握 解体棟数の推計

- ・被災家屋の調査、罹災証明の交付状況及びあらかじめ策定した災害廃棄物処理計画等を踏まえ、解体棟数や廃棄物発生量を推計する。 ポイント1.③

①- 1 実施体制の検討 （事業者などの 受入体制の整備）

- ・解体棟数等の推計結果、処理スケジュールなどを踏まえ、各工程のピークも踏まえつつ、必要な受付人数や、解体業者の班数などの**公費解体に係わる体制の検討・整備、事業者等の宿泊場所の検討・確保等**を行う。 ポイント1.④

①- 2 要綱・ 申請様式の作成

- ・ひな形や公費解体・撤去マニュアル等に基づき、**公費解体に関する規則又は要綱、申請書類の様式等**を策定する。 ポイント3.③

①- 3 進捗管理体制の 整備

※申請状況把握のため、
受付開始前に準備を
始めておくことが
望ましい

- ・各工程での進捗の見える化、課題の洗い出しへの活用を目的として、**進捗管理システムを構築**する。また、関係者間で目標、進捗状況、課題を共有し、公費解体全体を円滑に進めるための**工程管理会議（仮称）を設置**する。
- ・被災市町村のみでは対応が困難な場合、公費解体の進捗確認等を実施するマネジメントコンサルタントと契約し、工程間の連携を強化する。 ポイント3.⑤

②- 1 支払体制の整備

- ・解体業者、廃棄物処理業者が安心して事業継続できるよう、**実績に対する支払いが遅滞なく行われる体制を構築**する。 ポイント3.⑦

②- 2 進捗管理

- ・進捗管理システムにより**進捗状況を把握**するとともに、**関係者間で工事の進捗状況の共有や課題への対応検討を行う工程管理会議を開催**し、解体業者の活動状況や完了棟数等の確認・見える化、仮置場の空き状況など、工事工程を徹底管理する。 ポイント3.⑥

2. 受付体制

<受付開始前>

① 受付体制の検討 （人員・場所の確保）

- ・ 申請受付体制を検討し、庁舎内のみでは人員が不足する場合、派遣会社の活用等による**臨時職員の雇用、国・都道府県への支援要請**（短期派遣、中長期派遣）等により、**必要な体制を構築**する。
- ・ 申請書類の確認に専門家の活用が必要な場合は、**補償コンサルタントや行政書士への委託も検討**する。
- ・ **受付担当者向けのマニュアルやFAQを作成**する。
- ・ **申請受付の場所を確保**する。特に遠方の避難所等にいる住民への対応にも配慮する。 ポイント3.④、4.①

② 申請窓口の設置 **申請受付開始**

- ・ 申請受付窓口を設置する。必要に応じて土日や時間外も検討し、**渋滞対策**として予約制の採用や、書類の不備等による再申請の方の専用ブースも検討する。
- ・ 申請に来られた方で、**解体か修繕か迷われる方には住宅の修繕の支援制度等について周知**することも検討する。
- ・ 一定期間経過後は、申請期間や体制の縮小についても検討する。 ポイント4.②

3. 住民への周知

<受付開始前>

① 公費解体実施の 広報

- ・ 公費解体（自主解体を含む）の実施が決定した段階で、**住民に対し公費解体の実施を予告**する。 ポイント3.①

② 公費解体 申請受付の広報 説明会の実施

- ・ **住民向けの広報手法を検討し、資料を作成**する。
- ・ ホームページ等で周知するとともに、必要に応じて住民説明会の開催も検討する。 ポイント3.④

③ 申請受付 申請困難者への対応

- ・ 共有者全員の同意取得が困難な場合など、申請困難者について、公費解体・撤去マニュアル等を参考に対応する。
- ・ **必要に応じて、行政書士、司法書士、土地家屋調査士等との連携を検討**する。 ポイント4.③、④

4. 工事前調整（補償コンサルタント（補償コン））

<受付開始前>

①補償コンとの契約

- ・解体工事のピーク時に対応可能な補償コンの体制を確保する。
ポイント5.①

②工事前調整の実施

（書類審査、費用算定、三者立会）

- ・補償コンは、申請書類の確認、申請された家屋等の現地調査を実施するとともに、申請内容や関連資料、現地調査の結果等に基づき、解体工事に必要な調査票等を作成する。
- ・進捗管理を踏まえ、申請に対し工事前調整の進捗が遅い場合は、体制の増強についても検討する。
ポイント5.①、②

5. 解体工事（解体業者）

①解体業者との契約

- ・解体工事のピーク時に必要な体制（作業員、必要に応じて宿泊先の追加等）を確保する。

②解体工事の実施

- ・工事前調整の実施後、順次解体工事を実施するとともに、**工事完了後の円滑な支払いに努める。**
- ・進捗管理を踏まえ、解体工事の進捗が遅い場合は、体制の増強についても検討する。
ポイント6.①、③

6. 廃棄物処理（廃棄物処理業者）

※片付けごみへの対応は除く

<受付開始前>

①廃棄物処理業者との契約

- ・災害協定等を活用し、廃棄物処理業者との契約を行う。
ポイント8.⑤

②仮置場の運営 廃棄物の処理

- ・解体工事で発生した災害廃棄物を適切に管理し、随時処理を実施する。
- ・進捗状況を踏まえ、仮置場の容量がひっ迫する場合は、追加の仮置場の検討や、広域処理の依頼等による搬出量の増加の検討を行う。